

令和5年1月24日

福島労働基準監督署長



配管工事等の掘削作業における労働災害防止の徹底について（要請）

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

労働災害防止を始め労働基準行政の運営につきましては、日頃より特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、過日、別紙のとおり、当署管内の配管工事において掘削作業中の労働者が土砂崩壊により被災した労働災害が発生いたしました。

つきましては、貴団体におかれましては、会員事業場に対して、配管工事等の掘削作業を受注した場合には、下記事項を実施するよう周知していただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 別添「配管工事等の掘削作業における労働災害防止チェックリスト」を使用して、労働災害防止対策状況を確認し、必要な労働災害防止対策を実施してください。
特に、溝掘削作業、溝内作業の作業計画には、溝内作業は土止め支保工等を設けた後でなければ行ってはいけないことを明記してください。
- 2 溝掘削作業に関する作業計画作成時に、原則、土止め先行工法を採用してください。
特に、事前調査の結果等で地山の崩壊の恐れがある場合には、労働災害防止のために土止め先行工法で行うよう発注機関と工法の変更、追加の経費計上、工期の延長等の協議を実施してください。
- 3 事業場店社による現場パトロールを実施し、上記作業計画どおりに作業を行っているか及び転倒災害、墜落災害、重機との接触災害等の労働災害防止対策の実施状況を確認し、未実施の場合にはその実施について指導してください。

以上

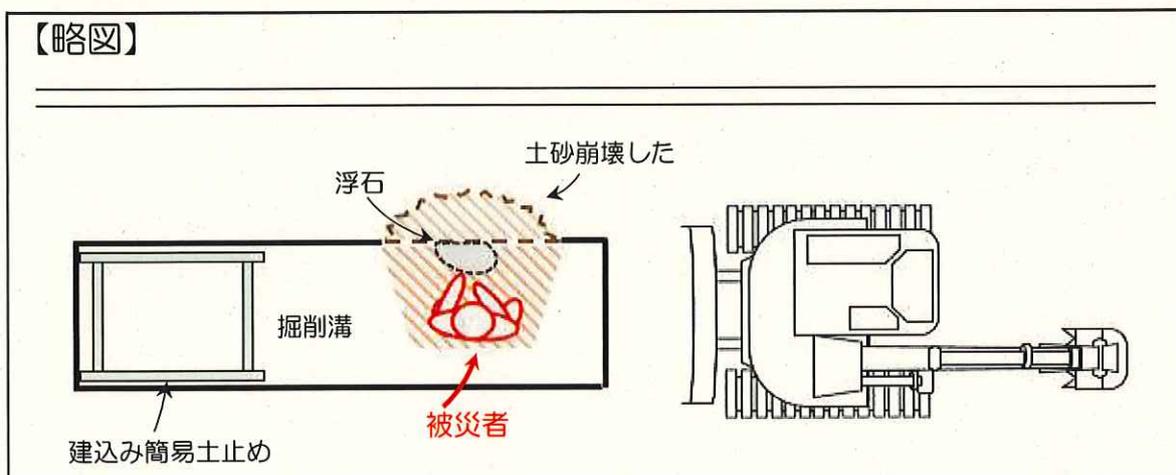
災害発生状況概要

【災害発生概要】

配管工事のため、深さ約3mの溝を掘削していたところ、側面に浮き石が発見された。

そのため、被災者が土止めを設置していない掘削溝に立ち入って、浮き石を除去していたところ、側面の土砂が崩壊し、被災者は胸部骨折等の重傷を負った。

【略図】



【原因と対策】

(1) 土止めを設置していない掘削溝に労働者を立ち入らせたこと。

〈対策〉

- ① 溝掘削作業、溝内作業の作業計画を作成し、その作業計画に、溝内作業は土止め支保工等を設けた後でなければ行ってはいけないことを明記する。
- ② 作業開始前に作業員全員で作業計画を確認し、作業の手順や禁止事項の周知を図る。

(2) 浮き石等の除去作業に関する作業計画を作成していなかったこと。

〈対策〉

- ① 通常時の掘削作業のみならず、浮き石等で、予定どおり土止め支保工を設置出来ない場合の作業計画も作成する。

配管工事等の掘削作業における労働災害防止チェックリスト

	チェック項目	チェック
1	<p>溝掘削作業の進捗状況に応じた土止め支保工の設置等の作業計画[*]を作成していますか。</p> <p>※例えば、0m掘削したら0mの土止め支保工を設置する等の作業計画</p> <p>※浮石等で、予定どおり土止め支保工を取り付け出来ない場合の作業方法も記載してください。</p>	
2	<p>作業計画に、溝内作業は土止め支保工等を設けた後でなければ行ってはいけないことを明記していますか。</p>	
3	<p>作業開始前に作業者全員で作業計画を確認し、上記2の事項や作業の手順を周知していますか。</p>	
4	<p>地山掘削作業主任者等を選任し、作業を直接指揮させ、上記2の徹底を図るようにしていますか。</p>	
5	<p>ドラグショベル、トラック等の重機を使用する場合、接触災害防止対策を実施していますか。</p> <p>【接触災害防止例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ドラグショベル作業中の、労働者の待機位置を決めて、必ず待機位置で待機する ②ドラグショベルのエンジンを停止する等してから作業半径内に労働者が立ち入る ③重機の走行、作業は、誘導者が周囲の確認を行い、安全を確認してから誘導する ④誘導作業中は、誘導者に他の業務を行わせない 	
6	<p>凍結、積雪による転倒災害防止のために「福島地域 冬季転倒災害撲滅運動」を推進していますか。</p> <p>【推進方法例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①リーフレットを現場事務所等見やすい場所に掲示して注意喚起する ②転倒防止マット、融雪剤、雪かき用具を用意し、使用する ③週1回等定期的に転びにくい歩き方等の教育を行う ④鉄板、グレーチング等転倒の危険がある場所等にその旨を掲示する <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	

